

第4次岩手県子どもの読書活動推進計画

平成31年2月（案）

平成31年3月

岩手県教育委員会

目次

序

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義	3
2 国の子どもの読書活動推進への取組	3
3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」	6
4 本県の現状～指標の動向から～	6

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

1 子どもが本に親しむ環境づくり	11
2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進	11
3 子どもの読書への関心を高める取組の推進	12
4 取組の重点	12

II 各論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進	15
2 地域における読書活動の推進	18
3 学校等における読書活動の推進	20

第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実	24
2 学校図書館の整備・充実	27

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力	31
2 推進体制の整備・充実	32
3 連携・協力による子どもの読書活動の普及・奨励	34

序

1 計画改訂の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成 20 年 3 月策定の第 2 次計画、平成 25 年 5 月策定の第 3 次計画を経て、平成 30 年 4 月に、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画を策定しました。

本県においても、平成 16 年 3 月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」、平成 21 年 6 月に第 2 次計画、平成 26 年 6 月に第 3 次計画を策定し、「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進」の 3 つの基本的な考え方のもと、取組を進めてきました。その結果、家庭、学校、地域社会、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動推進が活性化してきたところであり、読書に親しむ子どもたちの割合も増加傾向にあります。

しかしながら、年齢が上がるにつれ読書者（一か月に 1 冊以上本を読んだ子ども）の割合が減少する等の課題が残されているとともに、近年の情報通信技術（ICT）の発展等、子どものライフスタイルの多様化、多忙化などにより、読書をする時間がさらに減少することも懸念されています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波や、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号など、自然災害により甚大な被害を受けた本県においては、その復興・発展を支える人材を継続的に育成していく観点からも、子どもの読書活動の充実が一層求められているところです。

子どもの読書活動の推進は、本県が進める、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つです。本計画改訂の趣旨は、「子どもの読書活動の推進」という共通の目的に向けたそれぞれの立場における取組について改めて整理し、長期的な施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「いわて県民計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね 18 歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的かつ計画的な施策の方向性を明らかにするためのものです
- (2) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 30 年 4 月閣議決定）及び従前からの「岩手県子どもの読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に当たっての県の方針等を定めたものです。
- (3) 県民のみなさんには、この計画の示す方向性や施策についての理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものです。

また、市町村及び市町村教育委員会については、県及び県教育委員会との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

3 計画の期間

2019年度を初年度とし、当面は、概ね2023年度までの5か年計画とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の構成

- (1) 総論では、第1章において子どもの読書活動の意義と本県の現状をまとめ、それを踏まえた第2章において子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を記述しました。
- (2) 各論では、総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動推進に向けた、家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について記述しました。

※子ども：岩手県においては、各種条例や計画における「子供」の表記について、「供」の字を平仮名表記としていますが、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」などの国が策定した計画等の表記については、それぞれの計画等の表記に従って漢字表記としている場合もあります。本計画においても、同様の表記とします。

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月）であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予想が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあります。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかという指摘もあります。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改定や高大接続改革が行われているところであり、その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられます。

2 国の子どもの読書活動推進への取組

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」の成果と課題

平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画においては、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、「①家庭、地域、学校等を通じた社会全体における取組」「②子どもの読書活動を支える環境の整備」「③子どもの読書活動に関する意義の普及」を図ることが基本方針とされています。

この基本計画期間の主な取組や成果として、次の9点が挙げられています。

- ① 図書館数が漸増
- ② 児童室を有する図書館が増加
- ③ 児童用図書の貸出冊数が増加
- ④ ボランティア登録制度を設けている図書館が漸増
- ⑤ オンライン閲覧目録導入率が上昇
- ⑥ 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加
- ⑦ 司書教諭の発令が12学級以上のほとんどの学校で行われ、11学級以下の学校においても増加傾向
- ⑧ 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向
- ⑨ 我が国の子どもの読解力が国際的に見て上位

その一方で、同期間中の課題として、子どもの不読率（一か月に1冊も本を読まない子どもの割合）について、計画で定めた進捗での改善は図られていないこと、特に高校生が高い状況にあることが挙げられています。

この計画においては、子どもの不読率（平成24年度には小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%）を概ね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていましたが、平成29年度の不読率は、小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%でした。

(2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第三次基本計画期間内の5年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

また、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。この答申を踏まえ、学習指導要領等が改定され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通じて想像したり、表現したりすることを楽しむこと等とされています。

一方で、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、このことは、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

これらの変化も踏まえ、子どもの読書活動の推進については、家庭、地域、学校等が互いに連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ることが一層求められています。

(3) 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」の策定

平成30年4月、国では、第三次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に鑑み、第四次基本計画を策定しました。前述のとおり、国では、第三次基本計画期間における課題として、子どもの不読率（一か月に1冊も本を読まない子どもの割合）について、いずれの世代においても計画で定めた進度での改善は図られていないこと、特に高校生が依然として高い状況にあることを挙げています。

その推進のための主な方策は次のとおりです。

ポイント：①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

ア 家庭

- ◆ 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆ 家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み，絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく)等

イ 学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆ 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき，絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校，中学校，高等学校等】

- ◆ 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・児童生徒の主体的，意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
 - ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◆ 読書習慣の形成，読書の機会の確保
→ 全校一斉の読書活動，卒業までの読書目標の設定，子供による図書紹介等
- ◆ 学校図書館の整備・充実
 - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・学校図書館図書標準の達成
 - ・情報化の推進
 - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

ウ 地域

- ◆ 図書館未設置市町村における設置
- ◆ 図書館資料，施設等の整備・充実
→ 移動図書館の活用，情報化の推進，児童室等の整備，障害のある子供のための諸条件の整備・充実等
- ◆ 図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆ 司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆ 学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・ 学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 地域学校協働活動における読書活動の推進

エ 子供の読書への関心を高める取組

◆ 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組

→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等

3 「岩手県子どもの読書活動推進計画」

本県においても、平成 16 年 3 月に初めて「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第 1 次）を策定しました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としながら、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえたものです。

平成 21 年 6 月には、その後の国等の動向を受け、「第 2 次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では、同年策定された「いわて県民計画」とその理念等を連動させるとともに、「ゆたかさ、つながり、ひと」のテーマに基づき、地域ぐるみの読書活動推進を進めてきました。

平成 26 年 6 月には、それまでの取組の成果と課題に加え、東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の実情も踏まえ、「第 3 次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では、引き続き「いわて県民計画」に基づいた取組を展開するとともに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわての復興教育」の理念とも整合を図りながら、本県の実情に沿って子どもの読書活動推進の充実に取り組んできました。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号による災害により、本県全体が大きな被害を受け、現在においても被災地域では、不自由な生活を余儀なくされている方々が多くおられる状態が続いています。

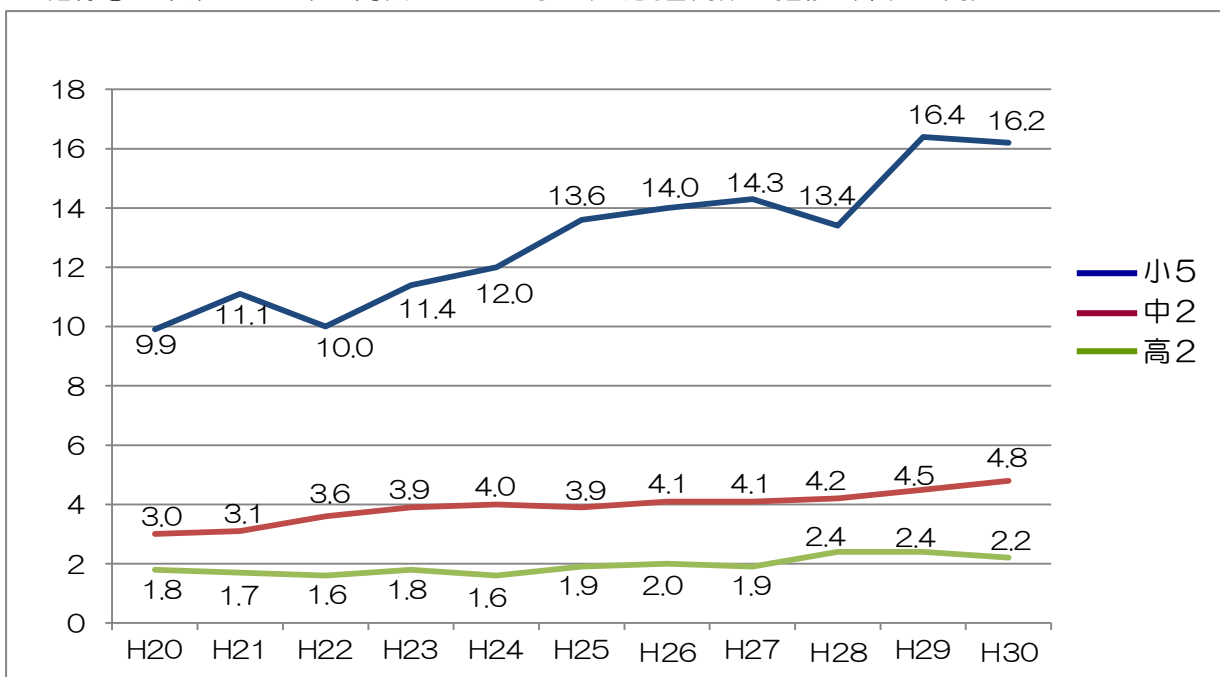
今後は、平成 31 年度からの 10 年間の計画期間とする「次期総合計画」及び、平成 31 年度からの 5 年間の計画期間とする「教育振興計画」に基づき、子どもの読書活動の更なる充実に取り組んでいきます。

4 本県の現状～指標の動向から～

本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校等の視点からその取組の成果が分かるように 5 つの指標を設定して取り組んできました。これらの指標に関する本県の現状は、次のとおりです。

(1) 家庭に関する指標

○ 指標①：本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数の推移（単位：冊）



「岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

平成20年からの大きな推移を見ると、年度による多少の上下はあるものの、いずれの世代においても増加傾向にあります。

○ 指標②：本県の小・中・高校生の読書者の割合の推移（単位：％）

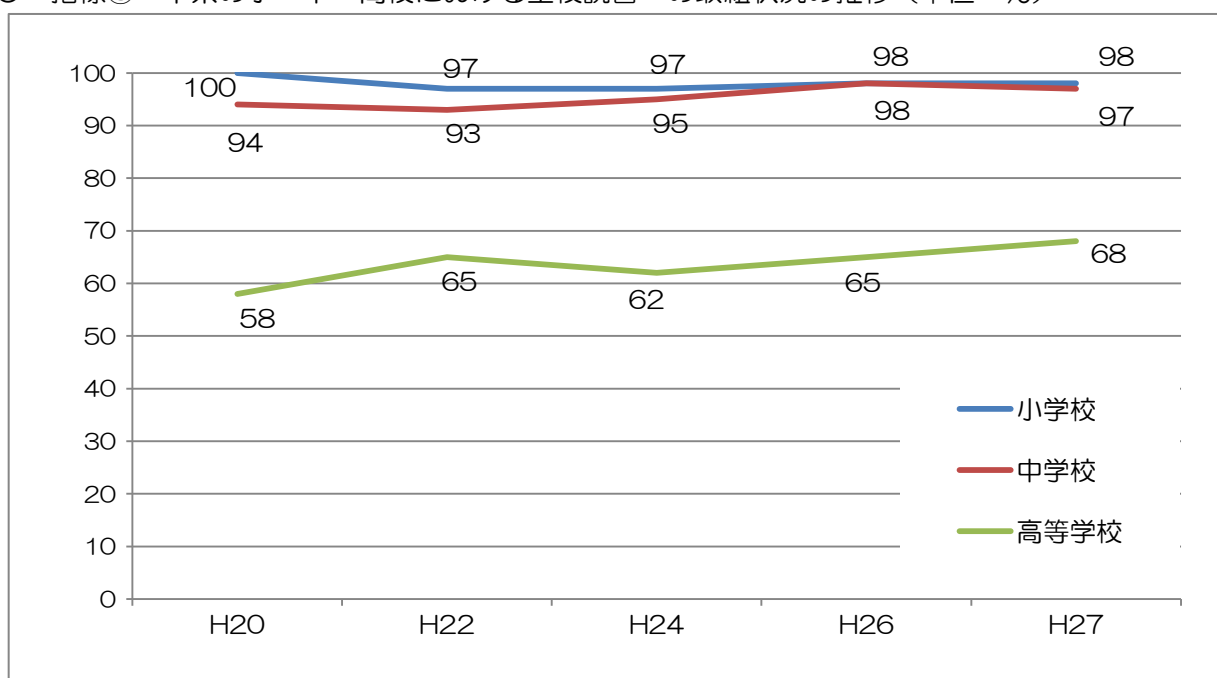


「岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

読書者（1か月間に1冊以上本を読んだ子ども）の割合は、世代によっては年度による大きな上下はあるものの、平成20年との比較から見ると、概ね増加傾向にあります。

(2) 学校に関する指標

○ 指標③：本県の小・中・高校における全校読書への取組状況の推移（単位：％）

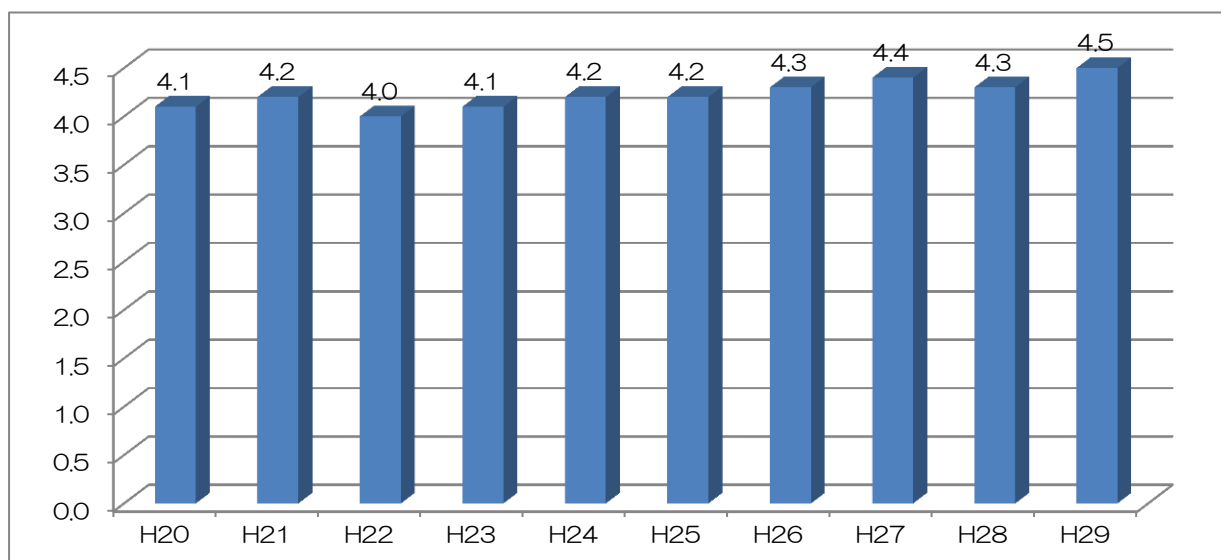


「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

文部科学省が行っている学校図書館の現状に関する調査によると、本県における全校読書への取組割合は、小・中学校において高い水準を維持しており、高等学校においても増加傾向にあります。

(3) 地域に関する指標

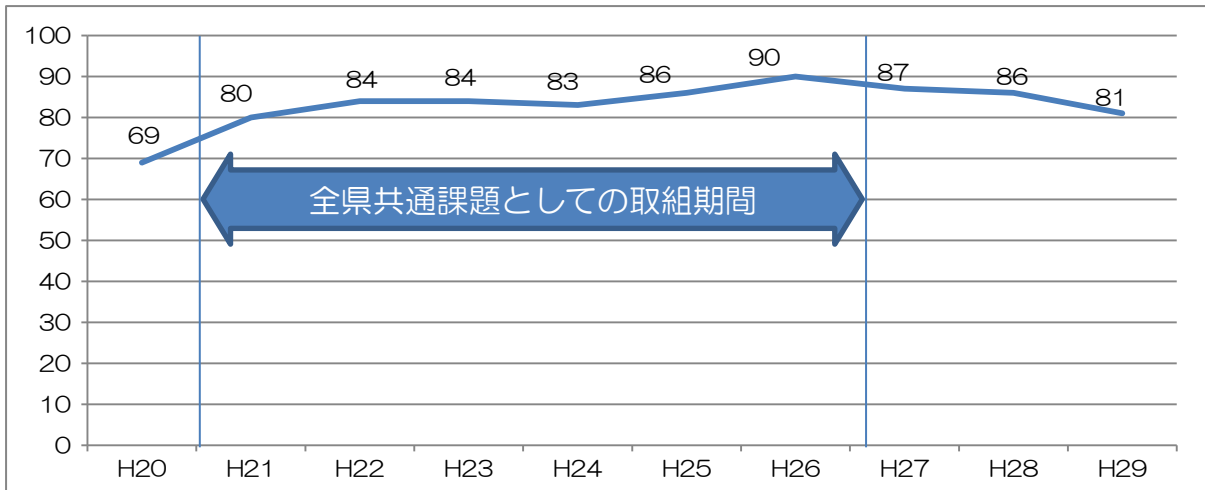
○ 指標④：本県の県民一人あたりの図書貸出冊数（単位：冊）



「図書館・公民館図書室等実態調査」（岩手県立図書館）

県立図書館の調査によると、本県の公立図書館等における県民一人あたりの図書貸出冊数は4冊強で推移しています。平成20年からの大きな推移を見ると、年度による多少の上下はあるものの、概ね増加傾向にあります。

○ 指標⑤：教育振興運動における読書活動推進の取組状況（単位：％）



「教育振興運動推進状況調査」（岩手県教育委員会）

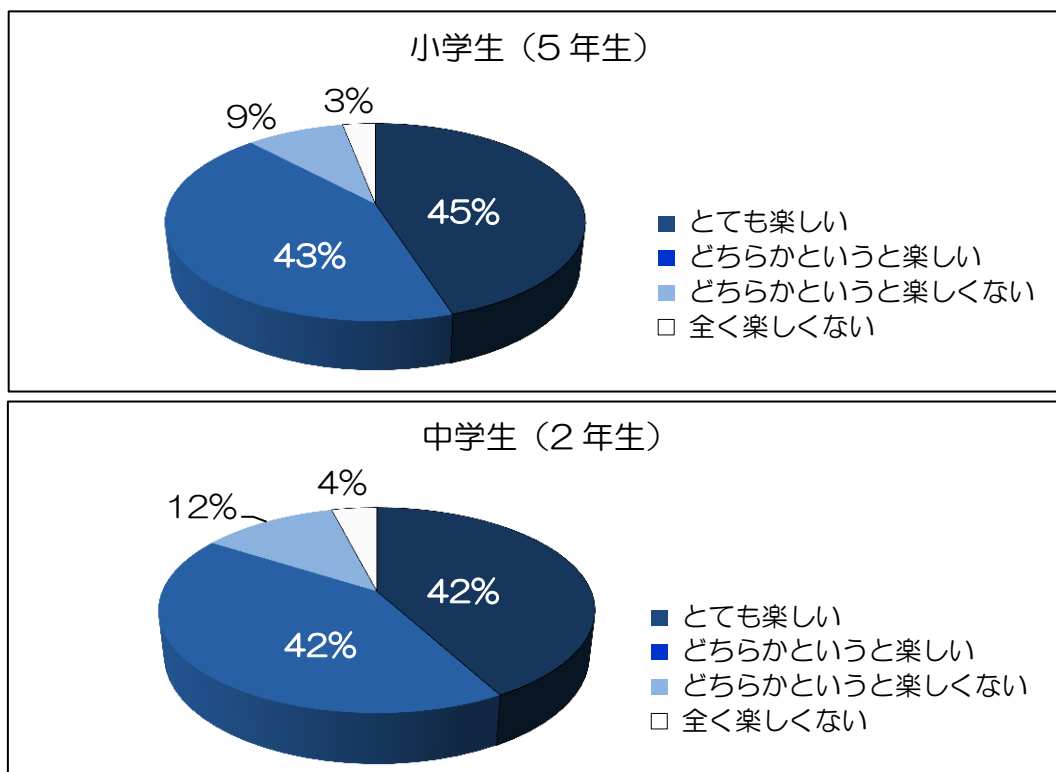
本県においては、昭和 40 年に、子ども、家庭、学校、地域、行政が絡ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」が始まりました。以来、県内各地において、教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全等をスローガンに掲げて熱心な取組が行われ、大きな成果を挙げてきました。

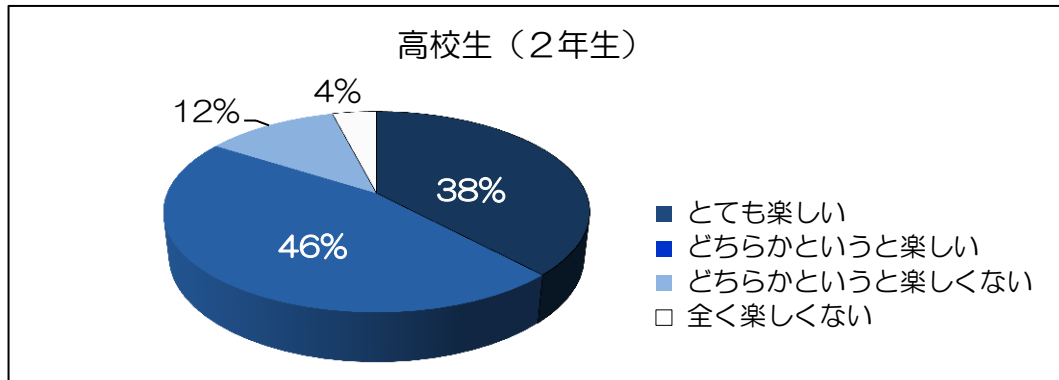
平成 21 年度から 26 年度までは、「読書活動の推進」を全県共通課題として設定し、多くの実践区で読書活動の充実に向けた取組が展開されました。現在も約 8 割の実践区が読書活動に取り組んでいます。

(4) 本県の児童生徒の読書に関する意識

平成 30 年 11 月に、県教育委員会が県内の公立小・中・高等学校を対象に行った調査では、読書に関する意識についても調べました。

＜グラフ①：本県の児童生徒の読書に対する意識（平成 30 年度実績）＞





「平成 30 年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

「とても楽しい」という回答割合が、小学生に比べると中・高校生ではやや減少するものの、いずれも 4 割ほどとなっています。

また「どちらかという楽しい」という回答も含めるといずれの世代においても 8 割を超えており、読書活動に魅力を感じている児童生徒が多いことを示しています。

(5) 本県における子どもの読書活動推進の成果と課題

ア 成果

平成 16 年の「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第 1 次）策定以来、児童生徒の「1 か月間の読書冊数」や「読書者率」が増加しています。全国平均値と比較しても高い水準を維持しており、本県の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりが着実に進んでいるものといえます。

また、小学生に比べると中高生の読書冊数や読書者の割合が減少する状況を踏まえ、平成 27 年度から「中・高等学校図書館担当者等研修会」を実施するとともに、平成 29 年度には「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」を改訂し、県内全ての中高生に配布するとともに、活用の促進を図りました。これにより、学校で「おすすめ図書 100 選」を活用した授業が展開されたり、公立図書館で「中高生のためのおすすめ図書コーナー」が設置されたりするなど、中高生に対する読書啓発機会の充実が図られています。

ボランティア団体等による読み聞かせや子どもの読書環境の整備も、県内各地で組織的・継続的に進められています。ボランティア団体等による活動は、本県の子どもたちの読書環境の改善・充実に大きく寄与しています。

イ 課題

各種調査の結果等から、本県の児童生徒の読書状況は概ね良好と考えられますが、学年が上がるにつれて指摘されることが多い活字離れ・読書離れは、依然として大きな課題となっています。

また、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、急速な情報環境の変化は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

このような状況を踏まえ、学校の教員や、公立図書館の司書、地域の読書ボランティア等、関係者のネットワーク拡充を図るとともに、それぞれの子どもの発達段階や状況等に応じた効果的な取組を進めていくことが重要です。

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示した本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切です。子どもが読書を通じて学び取った言葉や感性、表現力、創造力等は、それぞれの生活の中で生かされ、具体的な行動に結び付くことによって大きな意味を持つことになります。

子どもの読書活動を支え導くのは、保護者であり、教員であり、大人社会全体です。周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが重要です。

保護者として、教員として、あるいは地域社会の一員としての具体的な実践が期待されています。

(2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさや出会ったきっかけを与え、読書活動を広げ、深めることができる周囲のさまざまな支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり（施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実）が欠かせません。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組みます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、県民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を含めた社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携協力しながら役割を果たしていくことが重要です。平成18年12月に改正された教育基本法においても、学校、家庭、地域の連携協力について規定されたところです。

本県においては、半世紀以上前から、独自の教育運動である「教育振興運動」を推進しています。また、現在は、「学校を核とした地域づくり」を目指し、「地域学校協働活動」の充実を図る取組を進めています。このような「岩手らしい」実践を活かしながら、市町村とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

また、本県は広い県土を有し、各地域の読書環境の実態も異なることから、関係機関や団体、書

店を含めた民間企業等が連携協力しながら広域的な子どもの読書推進体制の充実を図ります。

3 子どもの読書への関心を高める取組の推進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。しかしながら、成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子どもも見られることから、読書への関心を高める取組を継続的に行うことが必要です。

また、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設の訪問等における子ども自身による読み聞かせなど、読書活動を通じた社会参加活動を促進することも、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような取組を通じ、子どもが「心に残る一冊の本」に出合うきっかけを作るとともに、子どもの読書への関心を高めていくことが重要です。

4 取組の重点

本計画における計画期間5年間は、以上の3つの基本的な方向性に基づいて取り組めますが、学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあること、特に高校生の不読率が小・中学生に比べて高い状況にあること等を踏まえ、特に次のことを重点的に取り組むことにより「豊かな本との出会いを通し、進んで読書に親しむ環境づくり」を目指します。

重点① 子どもの発達段階に応じた取組の推進

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要です。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要です。

① 幼稚園、保育所等の時期（概ね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

② 小学校の時期（概ね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅

が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。

③ 中学生の時期（概ね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

④ 高校生の時期（概ね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味を持ち、一層広く、多様な読書ができるようになります。

重点② 子どもの読書への関心を高める取組の推進

高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられます。ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。

本についての話し合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめなおす経験ができたことといった点でも重要なものです。

例えば、既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子ども以外も対象としつつ、県が作成したブックリスト「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選（いわ 100）」を活用しながら、幅広い取組が行われることが期待されます。

• 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

• ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

• お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動です。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

• ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

• アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

• 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～

3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

• 図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもの対象とした読書を広める企画を実施したりする活動です。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

• 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行ったうえで、一冊のお薦め本を決める活動です。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものです。

また、子どもの読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することも含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられます。

Ⅱ 各論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものです。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」がよく掲載されています。それらを参考として、家庭における子どもの読書のあり方について考え、取り組んでいくことも大切です。

また、基本的な姿勢として、一方的に読書を「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」ことが肝要です。

(2) これまでの主な県の取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアをとおして積極的に提供しました。

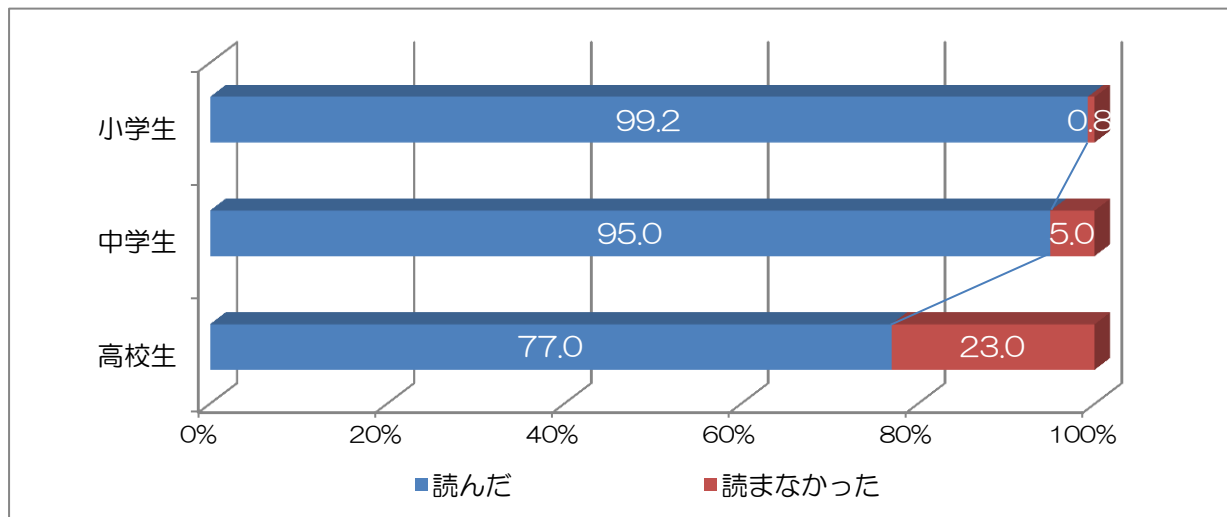
イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に努めました。

ウ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報提供に努めました。

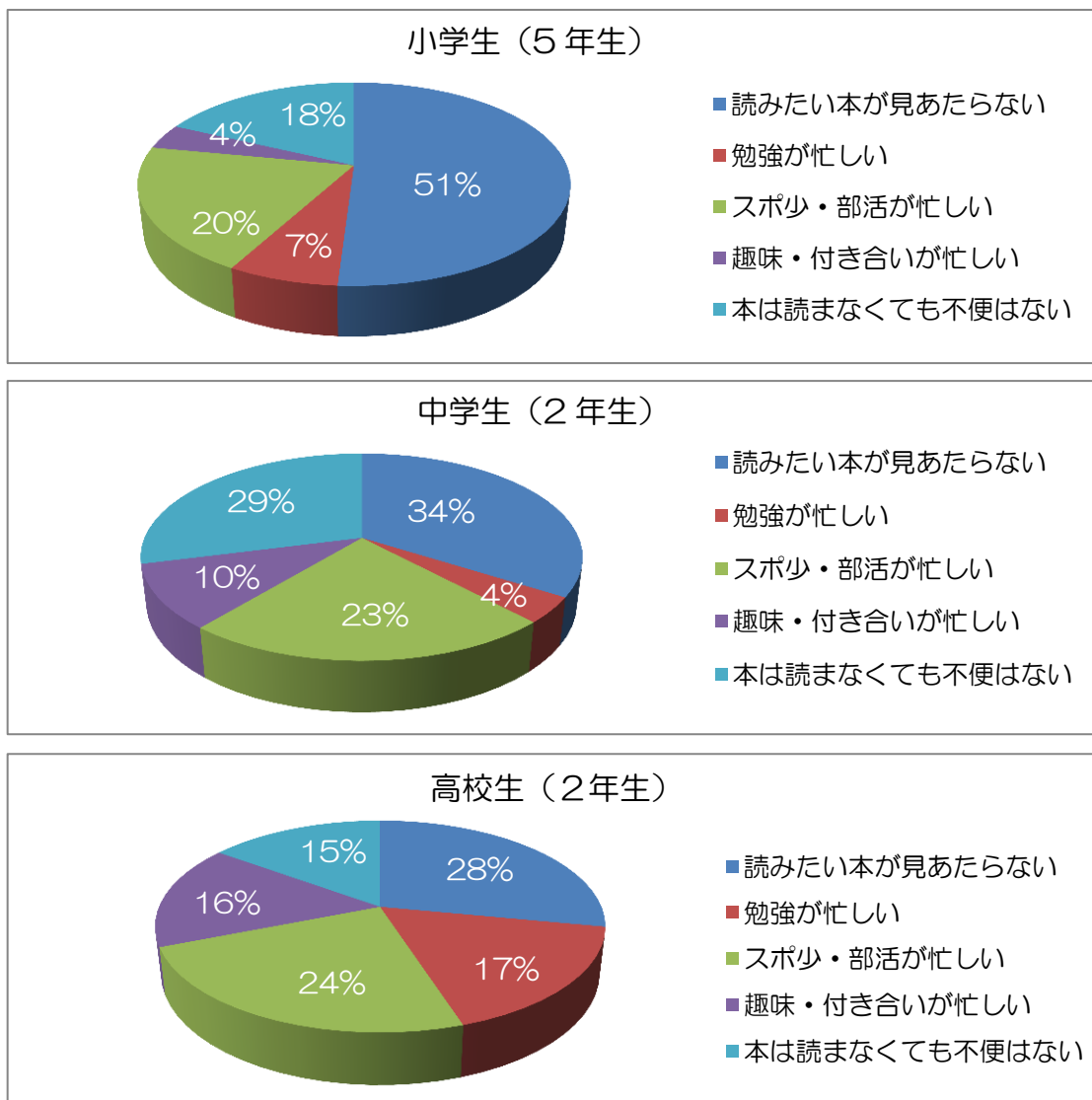
エ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取組の普及・奨励に努めました。

(3) 家庭の読書活動推進の現状と課題

〈グラフ②：1か月間で1冊以上本を読んだ本県の児童生徒の割合（平成30年度実績）〉



＜グラフ③：1か月で1冊も本を読まなかった理由（平成30年度実績）＞



「平成30年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

ア 学年が上がるにつれて読書者の割合が減少する傾向にあることから、家庭においても発達段階に応じた継続的な読書活動が行われることが必要です。

イ 不読率はいずれの世代も減少傾向にあります。読まなかった理由については、いずれも「読みたい本が見あたらないこと」や「スポ少・部活が忙しいこと」が多く挙げられるなど、第3次計画を策定した5年前と大きな変化はありません。

ウ あらゆる機会を捉えて家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってまいりましたが、保護者の理解促進を一層広く進めることなど、さらなる継続と充実が求められます。

(4) 家庭における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりすること、また、公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、発達段階に応じた継続的な取組を期待します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

「教育振興運動」や「地域学校協働活動」等への積極的な参画を期待します。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりすること、読書活動を通じた社会参加活動への参画を促す声がけを期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知啓発に継続して努めます。

- ・ 家庭教育や子育て支援に関する学習機会との連携
- ・ 公立図書館の活用方法や発達段階に即した本の紹介
- ・ ブックリスト「いわての小学生のためのおすすめ図書 100 選」「いわての中高生のためのおすすめ図書 100 選」の家庭における活用例等の情報提供
- ・ 県内市町村における「ブックスタート」実施状況の把握及び情報提供

○ 「岩手県子どもの読書状況調査」の実施により、読書者の「本を読む理由」や「本を読んでいる時間帯」等子どもの読書状況の詳細を把握するとともに、保護者等への情報提供に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日から5月12日)の機会を捉えたり、「教育振興運動」や「地域学校協働活動」の取組を活用したりすることを通して、より積極的な取組の普及・奨励に努めます。

- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関・団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促すとともに、保護者に読書の大切さを伝える「ブックスタート」の実施

○ 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供、家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供

○ 市町村立図書館等における図書館資料の充実と読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 「教育振興運動」や「地域学校協働活動」等による読書活動推進や保健福祉部局との連携協力の促進

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

2 地域における読書活動の推進

(1) 地域の役割

ボランティア団体やNPO 法人等の民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

今後も、図書館や公民館、学校等と一層連携協力を図り、各団体の活動をさらに広げていくことが期待されます。

「教育振興運動」においては、現在、小・中学校区や公民館、自治会などを単位とする 497 の実践区（平成 29 年度）があります。それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組も行われています。「地域学校協働活動」として取り組まれている読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等も含め、さらなる継続と充実が期待されます。

(2) これまでの県の主な取組

ア 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを受けることができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

- ・ 県内公立図書館相互における長期の貸出（団体貸出）の実施

イ 民間団体等の活発な活動を促す支援をしてきました。

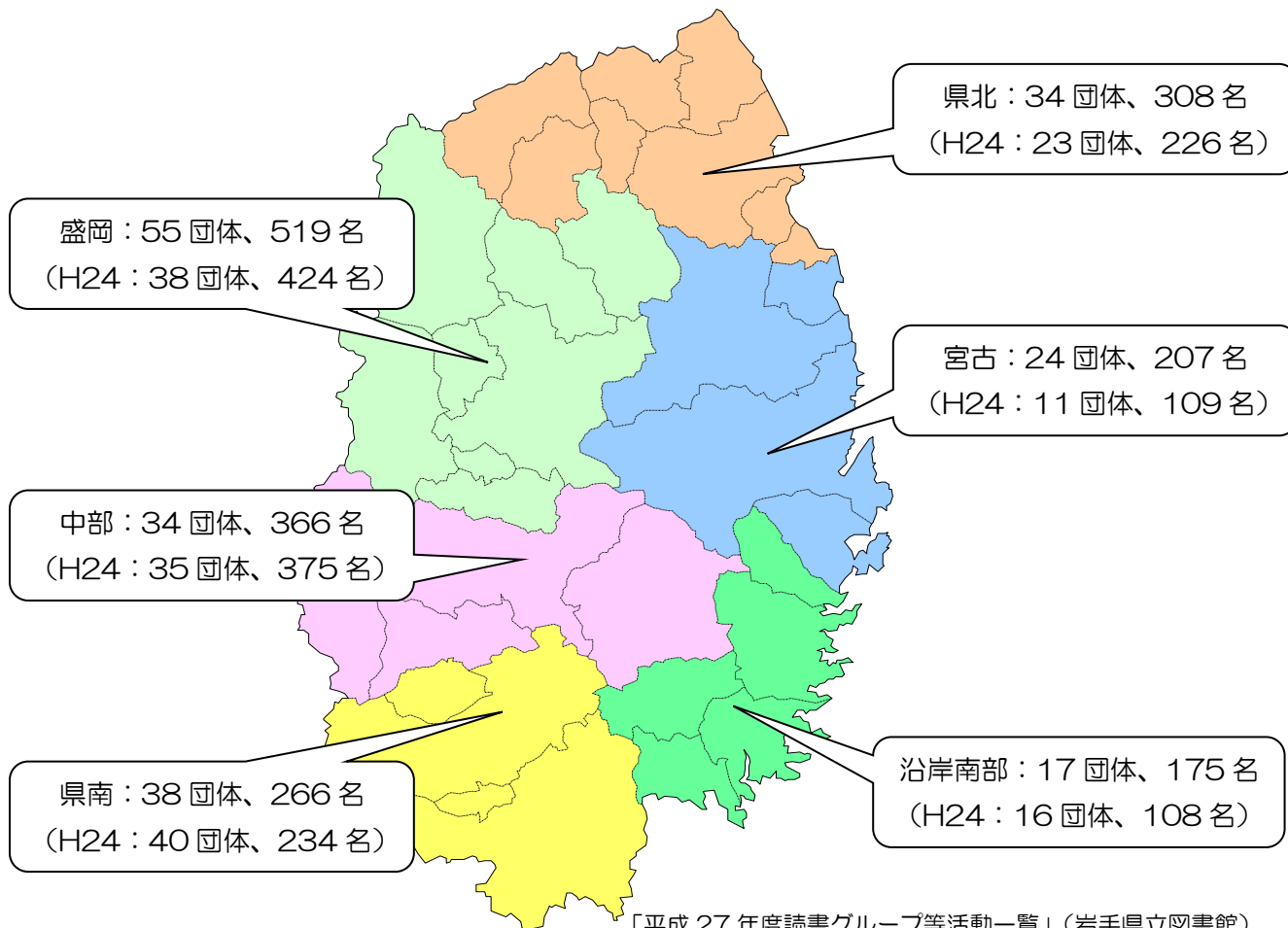
- ・ ボランティア団体等による読み聞かせ事業等の推進

ウ ボランティア団体等の活動状況について把握することに努めました。

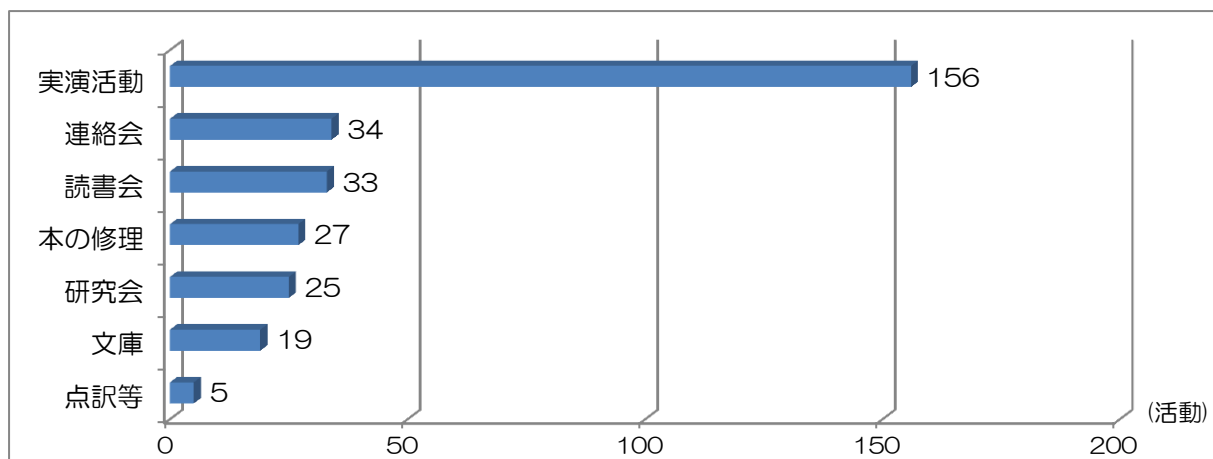
- ・ 「読書グループ等活動一覧」の作成

(3) 地域の読書活動の現状と課題

<図①：公立図書館に登録している本県のボランティア団体数（平成 27 年度実績）>



<グラフ④：公立図書館に登録している本県のボランティア団体の主な活動（平成 27 年度実績）>



「平成 27 年度読書グループ等活動一覧」（岩手県立図書館）

ア 読書に関するボランティア団体等が沿岸部を中心に増加傾向にあり、県内全域で学校や図書館等との連携による充実した活動が行われています。広域的な読書推進体制整備や研修会の充実、活動の場のコーディネートを図ってきた成果が表れてきています。

イ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を一層進めるためにも、関係機関が連携した読書推進体制の充実が必要です。

(4) 地域における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 発達段階に応じた読書推進活動

「教育振興運動」や「地域学校協働活動」の取組により、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いが多様に創り出されることを期待します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 家庭や学校との連携

親子対象の読み聞かせ会等を通して、多くの保護者に読書の大切さや意義を広く普及・啓発するとともに、家庭や学校等とのさらなる連携を期待します。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組が、地域において実施されることを期待します。

○ 子ども自身による読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり、等、読書に関する社会参加活動への参画を期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ ボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を図る研修会を、地域の実態に応じて開催します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ ボランティア団体等の活動を支援する体制を整備することを通して、地域の読書活動推進を支援します。

- ・ 県立図書館や教育事務所を中心とする広域的支援体制の整備・充実
- ・ ボランティア団体等による読み聞かせ事業等のコーディネート

- ・ 教育振興運動における読書活動推進の奨励

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村立図書館における児童サービスの充実
 - ・ 子ども向けの、読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の新架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 地域のボランティア団体等への支援の充実
 - ・ 子どもの読書活動を推進する活動を行っているボランティア団体等の把握と、学校等との連携促進
- 教育振興運動における読書活動推進の奨励と支援

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備することとなりますが、その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められています。

また、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育園等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就学児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

(2) これまでの県の主な取組

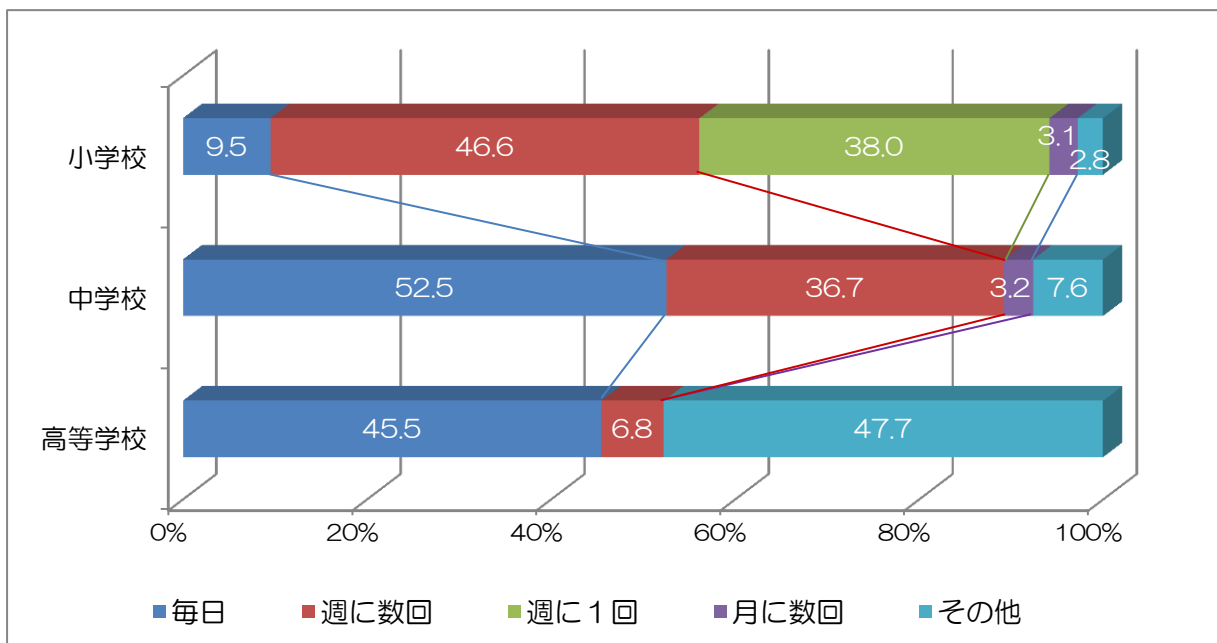
- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供しました。
- イ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報

提供に努めました。

ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図りました。

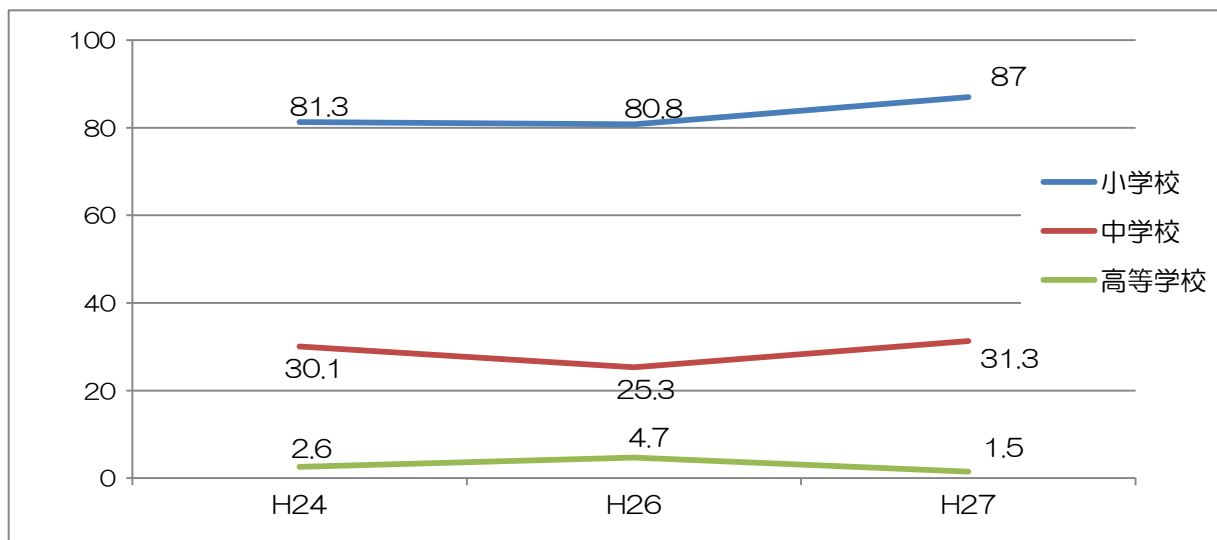
(3) 学校等の読書活動の現状と課題

＜グラフ⑤：本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施頻度（平成27年度実績）＞



「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

＜グラフ⑥：本県の小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況の推移（単位：％）＞



「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

ア 校種によって実施頻度は異なりますが、多くの学校で、毎日若しくは週に数回、全校一斉読書が実施されています。

イ 学校におけるボランティアの活用は、特に小学校で進んでいます。中学校、高等学校においても活用の促進を図るための一層の工夫が求められます。

(4) 学校等における読書活動推進

ア 子どもが読書に親しむ環境づくり

○ 様々な図書に触れる機会の確保

各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書を紹介、読書経験の共有により様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。具体的には、以下の活動が挙げられます。

- ・ 全校一斉の読書活動
- ・ 推薦図書コーナーの設置
- ・ 卒業までに一定量の読書を奨励するなどの目標設定
- 等

○ 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実

新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語能力を整えるとともに、国語科の要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実することが示されています。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

○ 障がいのある子どもの読書活動

障がいのある子どももまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導を行うことが大切です。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 家庭、地域との連携

多くの保護者に対して読書の大切さや意義を普及・啓発するとともに、地域学校協働活動の推進によりボランティア等の協力を得るなどし、家庭や地域と広く連携して読書活動を推進することが大切です。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ 子ども同士で行う活動

子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる、読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等の活動は「心に残る一冊の本」と出会うきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要な取組です。

○ 児童会や生徒会活動による取組の充実

児童生徒が、自分より年下の幼児や児童、地域の大人に読み聞かせを行なう機会を設けるなど、読書を通じた多様な交流機会を設けていくことが求められます。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供します。

○ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図ります。

○ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会を提供します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備し、学校等における読書活動推進を支援します。

- ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実

- ・ 学校図書館担当者とボランティア団体等との情報交換の機会の提供
- ・ 選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 地域や学校等の実情に応じた特色ある活動や取組に関する支援及び司書教諭の資質向上を図るための取組
- 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- 市町村立図書館による定期配本等、学校等に対する継続的な支援

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 幼稚園や保育園、学校等とボランティア団体等のコーディネート

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

1 公立図書館の整備・充実

(1) 公立図書館等の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることでできる場所あり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所です。

また、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用の図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

一方、公立図書館が未設置の町村においては、公民館図書室等が図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。このような公民館図書室等においては、公民館事業として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことが期待されます。

公立図書館が未設置の町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれます。

(2) これまでの県の主な取組

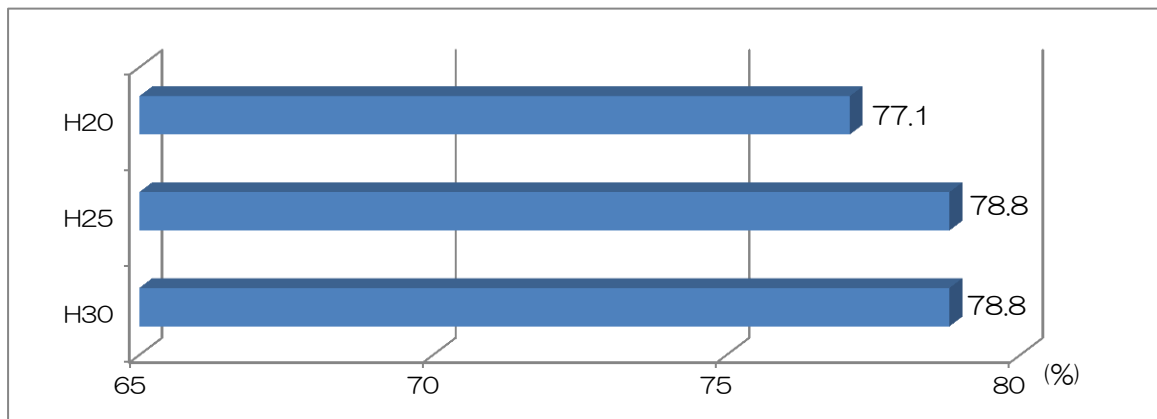
ア 県立図書館児童室の蔵書等の充実を図りました。

イ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

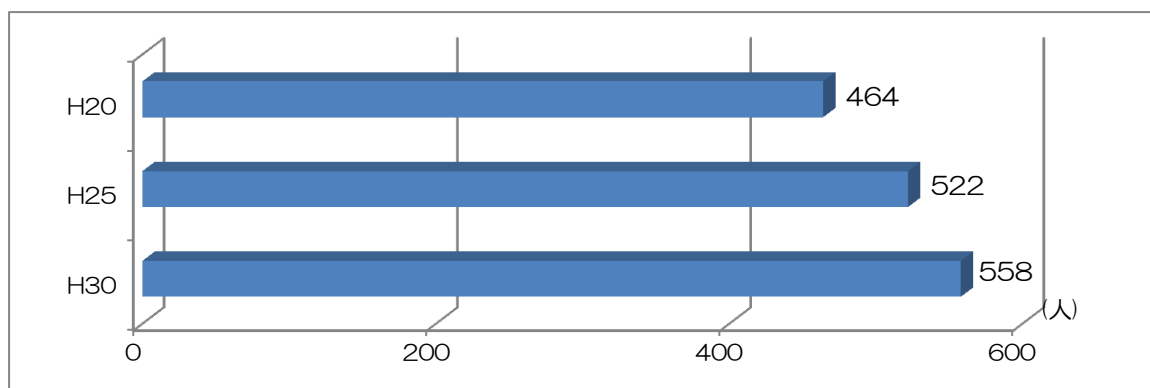
ウ 移動図書館車の整備や研修会の実施について、市町村総合補助金及び地域活性化事業調整費等の各種助成による支援に努めました。

(3) 公立図書館整備・充実の現状と課題

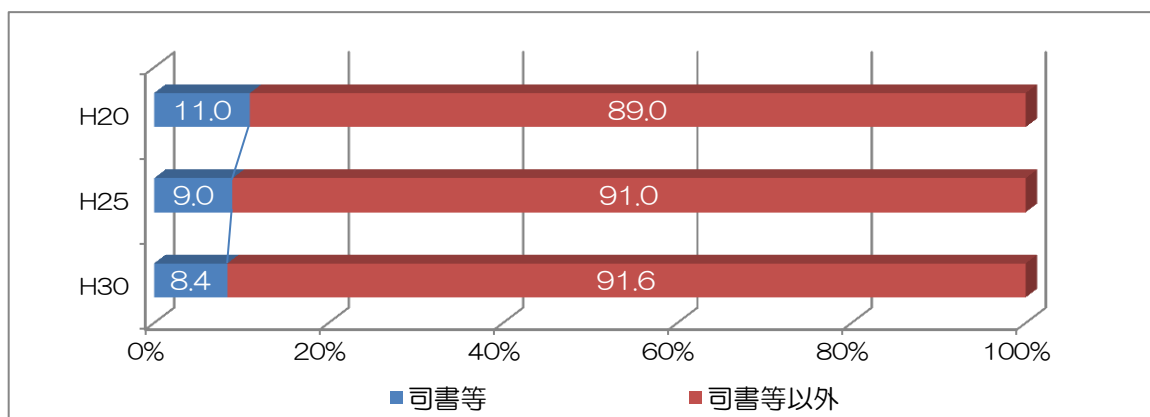
＜グラフ⑦：県内市町村立図書館の設置率推移＞



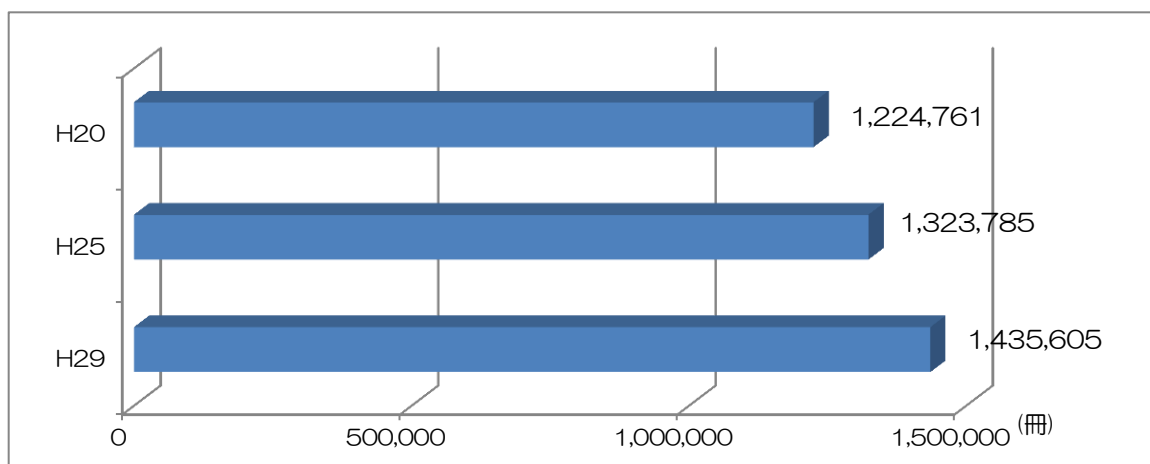
＜グラフ⑧：県内公立図書館における職員数（非常勤職員・臨時職員を含む）の推移＞



＜グラフ⑨：県内公立図書館職員における司書等の割合推移＞



＜グラフ⑩：県内公立図書館における児童図書蔵書冊数の推移＞



「図書館・公民館図書室等実態調査」（岩手県立図書館）

- ア 県内の市町村立図書館の設置率は、平成20年度から30年度までの10年間で1.7%増加しました。設置率に大きな変化は見られませんが、各館において子どもの読書活動の充実が図られており、特色ある取組が継続的に展開されています。また、県内の公立図書館における児童書の冊数も増加しており、県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。
- イ 公立図書館の職員数は、増加傾向にあるものの、司書等の占める割合は減少傾向にあります。
- ウ 子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力が一層求められます。
- エ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図っています。さらに、職員対象の研修機会と内容の充実を図りながら継続していく必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 県立図書館児童室における蔵書等の充実を図ります。
- 県立図書館における障がいのある子どもに対するサービスの充実を図ります。
- 国庫委託事業等、各種助成事業等の情報提供による支援に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 県立図書館が中心となり、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク化を図ります。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する先進的事例等、特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

読書活動に関する住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 図書館資料の整備・充実
- 移動図書館車による児童サービスの充実
- 図書館未設置町村の図書館整備の取組や公民館図書室等の施設・設備の充実
- 障がいのある子どもに対するサービスの充実
 - ・点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等
- 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進

- 学校や地域のボランティア団体等に対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク形成

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じた社会参加活動に関する情報や機会の提供

2 学校図書館の整備・充実

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要です。また、登校日等の土曜日や長期休業中等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

加えて、蔵書の貸し出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。

(2) これまでの県の主な取組

ア 学校図書館図書標準※に基づく図書整備率の向上に取り組んできました。

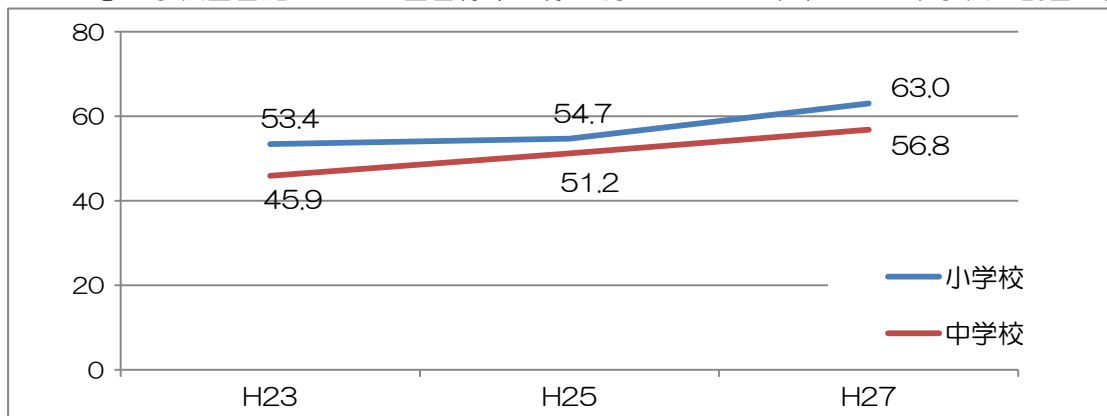
イ 司書教諭及び学校司書の配置拡充の検討を進めてきました。

ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。

(※公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。)

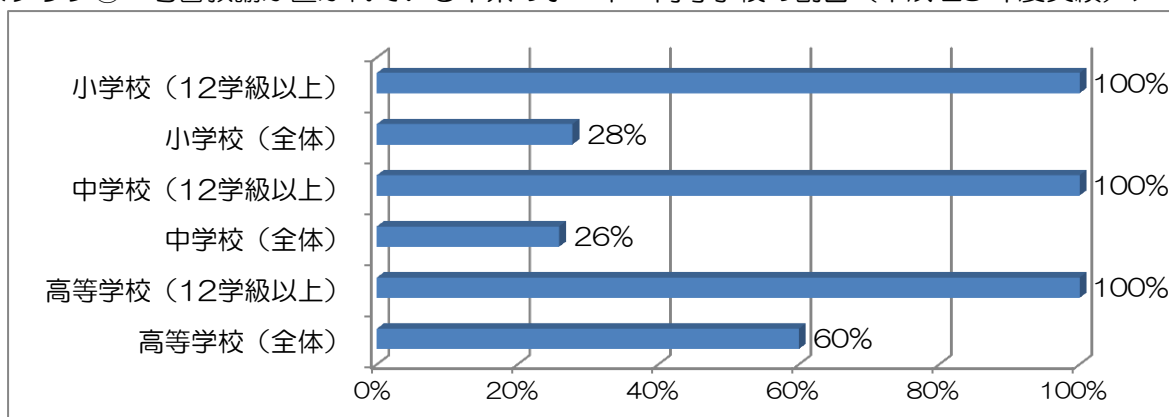
(3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題

<グラフ⑪：学校図書館における図書標準目標を満たしている本県の小・中学校の割合の推移>



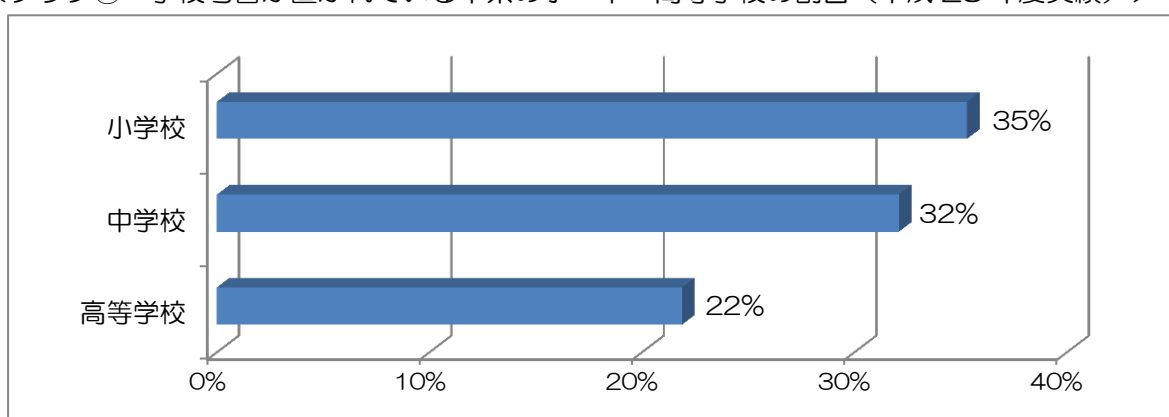
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

＜グラフ⑫：司書教諭が置かれている本県の小・中・高等学校の割合（平成 28 年度実績）＞



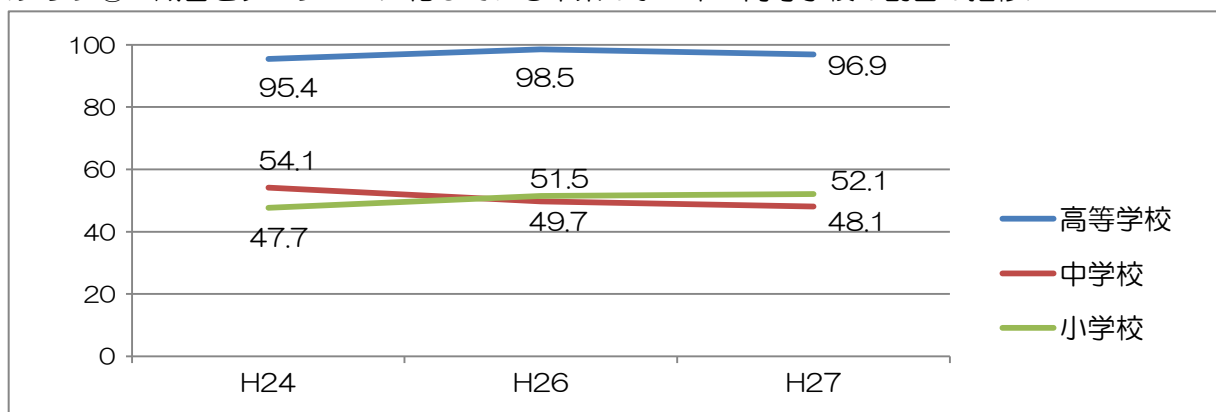
「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

＜グラフ⑬：学校司書が置かれている本県の小・中・高等学校の割合（平成 28 年度実績）＞



「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

＜グラフ⑭：蔵書をデータベース化している本県の小・中・高等学校の割合の推移＞



「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

ア 学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たしている公立学校の割合は、平成 23 年度は、小学校が 53.4%、中学校が 45.9%となっていました。平成 27 年度は、小学校が 63.0%、中学校が 56.8%へと増加しています。しかし、小学校においては、全国と比べ図書標準達成校率はまだ低い状況にあり、中学校においても達成が十分ではない状況にあります。

文部科学省においては、平成 29 年度から 33 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、地方交付税措置が講じられて

います。学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たすよう、図書整備率の向上に一層努める必要があります。

平成27年度：全国平均値（小学校）	「標準冊数」を満たしている公立学校	66.4%
全国平均値（中学校）	「標準冊数」を満たしている公立学校	55.3%

イ 学校図書館法に準じて、12 学級以上の全ての小・中、高等学校に司書教諭有資格者を配置しています。

12 学級規模に満たない全ての学校にも、司書教諭を順次配置できるよう、有資格者の育成に努めていく必要があります。

また、学校図書館の運営・活用を担う専任司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営に携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

ウ 県立高等学校においては、96.9%の学校が全ての蔵書をデータベース化しています。小・中学校については、蔵書データベース化が半数ほどにとどまっていることから、今後も引き続きデータベース化の推進を図っていく必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上に取り組めます。
- 学校司書の配置の拡充による学校図書館機能の充実に努めます。
- 県立学校の蔵書のデータベース化を進めます。
- 学校図書館への新聞配備の充実を図り、NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組を促します。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備し、学校等における読書活動推進を支援します。
 - ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
 - ・ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会を提供します。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館資料の計画的な整備による学校図書館図書標準の達成
- 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- 市町村立学校の蔵書のデータベース化の推進
- 学校図書館への新聞配備拡充と、NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組の推進

イ 家庭、地域、学校等が連携・協力した取組の推進

- 市町村内または教育事務所管内での連携・協力の奨励
- 学校図書館の環境整備等におけるボランティア活動のコーディネート

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報や機会の提供

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力

(1) これまでの県の取組

ア 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図りました。

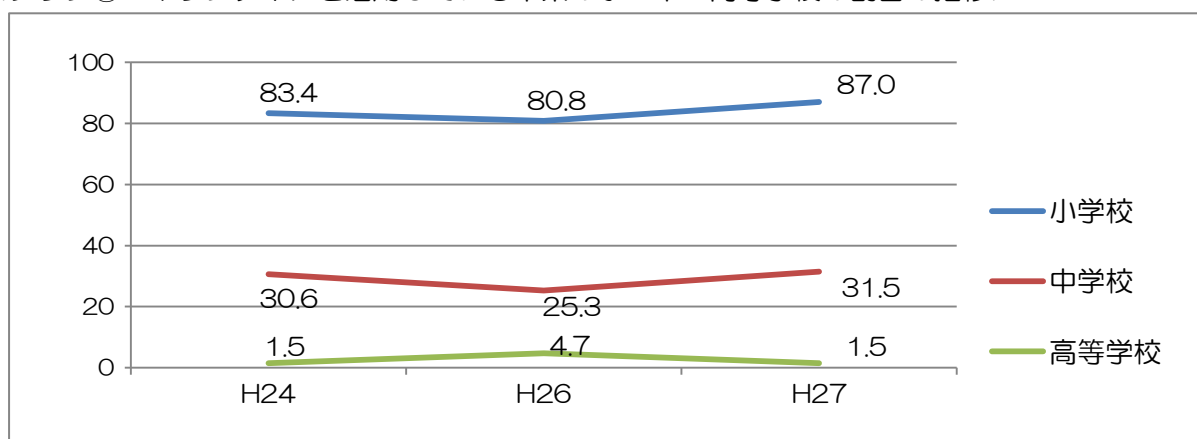
イ 関係機関との連携協力により読書活動を推進する NPO 法人やボランティア団体等の支援に努めました。

ウ 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めました。

エ 県立図書館は、市町村立図書館との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

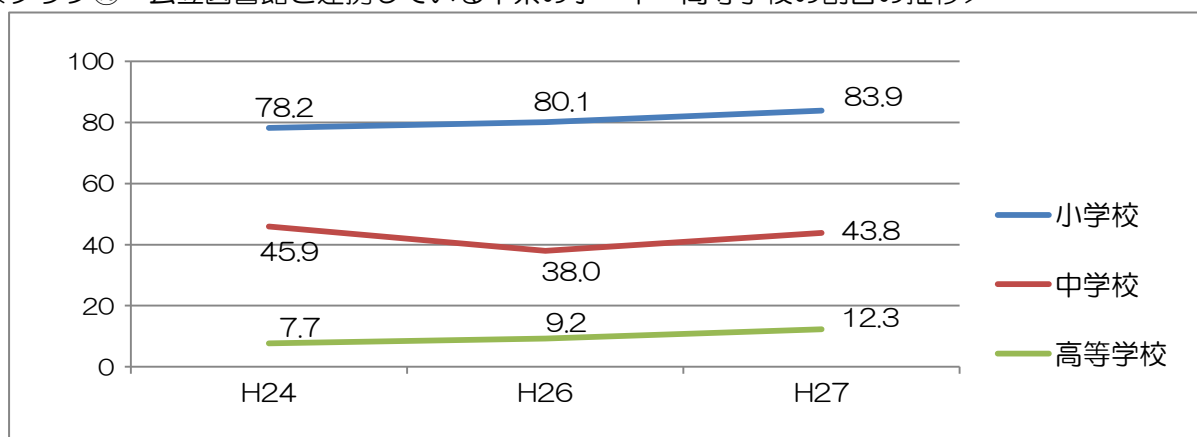
(2) 関係機関等との連携協力の現状と課題

＜グラフ⑮：ボランティアを活用している本県の小・中・高等学校の割合の推移＞



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

＜グラフ⑯：公立図書館と連携している本県の小・中・高等学校の割合の推移＞



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

ア 小学校においては、ボランティアを活用する学校や、公立図書館と連携する学校が増えてきています。平成 27 年度の実績では、全国平均値と比較しても高い水準にあります。

平成 27 年度：全国平均値 (小学校)
ボランティア活用 81.4% 公立図書館との連携 82.2%

イ 中・高等学校においては、ボランティアを活用する学校の割合や、公立図書館と連携する学校の割合が、小学校に比べて低い状態です。特に、公立図書館との連携については、全国平均値と比較しても大きく下回っています。学校の実態やニーズを考慮したうえで、有効な連携の工夫が求められます。

平成 27 年度：全国平均値（中学校）ボランティア活用 30.0% 公立図書館との連携 57.5% 全国平均値（高等学校）ボランティア活用 2.8% 公立図書館との連携 51.1%

ウ 子どもの読書活動推進及び学校支援の視点から、県立図書館と市町村立図書館等との相互協力の一層の充実が求められます。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- 県立図書館は、市町村立図書館等と連携し、図書館相互の協力による図書館サービスの向上に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図ります。
- 関係機関との連携協力により読書活動を推進する NPO 法人やボランティア団体等を支援します。

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための学びの場や機会の提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 児童書の充実と団体貸出の促進
- 公立図書館職員の学校訪問による子どもたちや教職員への支援
- 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

- 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための情報や機会の提供

2 推進体制の整備・充実

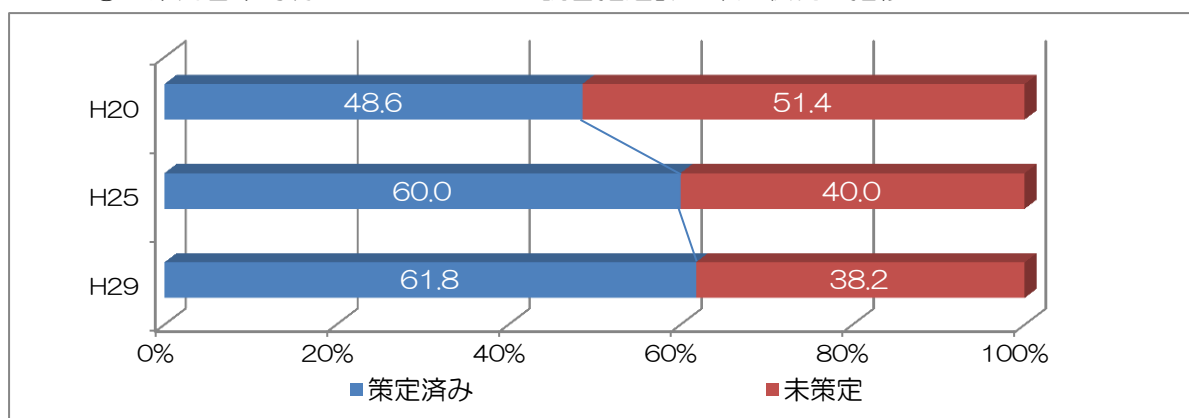
(1) これまでの県の取組

ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ってきました。

イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子ども読書活動推進や体制整備に努めてきました。

(2) 推進体制の現状と課題

＜グラフ⑰：県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況の推移＞



「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」(H20.25)
「子供の読書活動推進計画の策定状況に関する調査研究」(H29)

- ア 県内の市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況は、策定済みの市町村の割合が平成20年度の48.6%から平成29年度には61.8%へと増加しています。
- イ 平成16年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会を設置し、本県における子どもの読書活動の推進について、総合的な施策の推進を図ることができました。
- ウ 各教育事務所で子どもの読書推進体制の整備を進めることにより、地域全体に読書活動の広がりが見られるようになってきました。

(3) 県の取組の方向性

- ア 子どもが本に親しむ環境づくり
 - 今後とも、関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価を行うなどして、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ります。
 - 市町村等の協力を得ながら、「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、推進状況の把握に努めます。
- イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進
 - 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
 - 教育振興運動や地域学校協働活動の取組により、地域全体で子どもの読書活動を推進する体制の整備に努めます。
- ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進
 - 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報の収集や提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定と、総合的な施策を推進するための体制整備

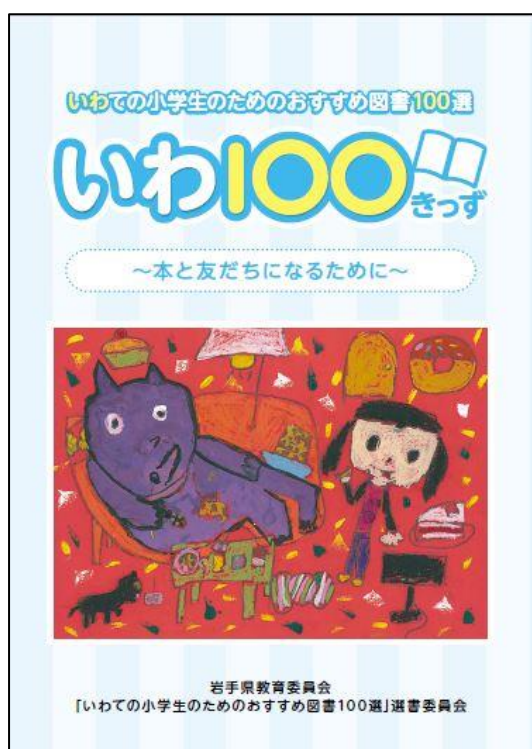
3 連携協力による子どもの読書活動の普及・奨励

(1) これまでの県取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、各種メディアを通して積極的に提供しました。
- イ 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読書活動の重要性について周知啓発に努めました。
- ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めました。
- エ 読書活動推進について、県民全体で考えるフォーラム等を開催しました。
- オ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みました。

(2) 子どもの読書活動の普及・奨励の現状と課題

＜いわての小学生のためのおすすめ図書100選＞



＜いわての中高生のためのおすすめ図書100選＞



- ア 子どもの読書活動推進に関する資料やブックリストの配布、各種メディアの活用等を通じて、家庭や地域における読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組んできました。また、ブックスタートや家庭教育学級等、家庭教育関連事業と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動を紹介し、読書活動の普及・奨励を進めてきました。

今後も引き続き、読書活動の推進に関する情報や啓発資料等を提供する必要があります。

- イ 優れた実践活動等の紹介を通して読書活動を推進しました。さらに、生活の中に読書を位置づける視点からの普及・奨励が求められます。
- ウ 学校教育や家庭教育、青少年教育、成人教育等のあらゆる分野との連携を図る読書推進のための施策が必要です。特に、生涯学習の視点から読書活動の推進を考える必要があります。

(3) 県の取組の方向性

- ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して読書活動の重要性の周知啓発に努めます。

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日から5月12日)の機会を捉えたり、教育振興運動や地域学校協働活動の取組を活用したりすることを通して、より積極的な取組の普及・奨励に努めます。

- ・ 家庭教育や子育てに関する学びの場等における周知、実践
- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等の提供
- 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供

イ 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

○ 教育振興運動や地域学校協働活動等における読書活動の推進

ウ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

○ 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供

計画の進行状況を示す
指標の設定

策定した計画の進行状況を把握するため、家庭、学校、地域の取組状況を概観できる指標を以下のとおり設定します。

指標の名称	「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合（％）						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値 及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校 5 年	45%	46%	47%	48%	49%	50%
	中学校 2 年 (義務教育学校 8 年)	42%	43%	44%	45%	46%	47%
	高校 2 年	38%	39%	40%	41%	42%	43%
	※ 2018 年度実績を基準値とし、2023 年度までに小学生の半数以上の割合への増加を目指し、中学生・高校生においても小学生と同様の割合で増加させることを目指し設定しました。						
備 考							

指標の名称	児童生徒の読書者の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における読書者（1 か月に 1 冊以上本を読んだ児童生徒）の割合（％）						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値 及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校 5 年	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
	中学校 2 年 (義務教育学校 8 年)	95.0%	95.2%	95.4%	95.6%	95.8%	96.0%
	高校 2 年	77.0%	77.2%	77.4%	77.6%	77.8%	78.0%
	※ 基準値である 2018 年度実績において、2022 年までに国が目指す目標値（小学生 98%以上、中学生 92%以上、高校生 74%以上にする）を達成する高い水準にあることを踏まえ、小学生は現状を維持、中・高校生は 2023 年度までに 1%増加させることを目指し設定しました。						
備 考							

指標の名称	児童生徒の1か月の平均読書冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における児童生徒一人当たりの1か月の平均読書冊数(冊)						
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学5年生、中学2年生(義務教育学校8年生)、高校2年生の児童生徒を対象に調査する。(各学校1学級ずつ抽出)						
目標数値及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	小学校5年	16.2冊	16.4冊	16.6冊	16.8冊	17.0冊	17.2冊
	中学校2年 (義務教育学校8年)	4.8冊	5.0冊	5.2冊	5.4冊	5.6冊	5.8冊
	高校2年	2.2冊	2.4冊	2.6冊	2.8冊	3.0冊	3.2冊
	※ 2018年度実績を基準値とし、2023年度までにいずれの世代においても1冊増加を目指し設定しました。						
備 考							

指標の名称	県民一人当たりの図書貸出冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内の公立図書館等の県民一人あたりに対する平均貸出冊数(冊)						
調査方法	「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査 毎年4月実施)による						
目標数値及びその考え方		2018	2019	2020	2021	2022	2023
	貸出冊数	4.5冊	4.6冊	4.7冊	4.8冊	4.9冊	5.0冊
	※ 2018年度実績を基準値とし、2023年度までに5冊に増加させることを目指し設定しました。						
備 考							